

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2021年1月20日現在、締約国189カ国中114カ国が批准しています。条約締約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連の女性差別撤廃委員会や国連人権理事会は、日本政府に対し同条約選択議定書の批准を重ねて勧告しています。

2020年12月、政府の第5次男女共同参画基本計画は、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある。」としました。この立場に立って政府がただちにとりくむべきです。

女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和3年9月 日

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

福岡県芦屋町議会